

# マイナンバー通知と個人番号カードについて

お問い合わせ 市役所市民生活課 戸籍係 ☎63-5112

## ◆マイナンバーをお知らせする「通知カード」が送付されます

平成27年10月以降、マイナンバーが記載された「通知カード」が、住民票を有するすべての方に住民登録している住所あてに簡易書留で送付されます。

「通知カード」は、紙製のカードで、券面には、氏名・住所・生年月日・性別・12桁のマイナンバーが記載されていますので、紛失しないように大切に保管してください。もし、紛失した場合は、再交付の際に手数料が必要となります。



マイナンバーは、下記のような手続きに使用されます

- ・年金を受給しようとするときに、年金事務所にマイナンバーを提示します。
- ・毎年6月に児童手当の現況届を提出するときに、市町村にマイナンバーを提示します。
- ・確定申告をするときに、税務署にマイナンバーを提示します。

## ◆やむを得ない理由により住民票の住所地で「通知カード」を受け取ることができない方は、「居所情報登録申請書」を提出してください

申請が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方</li> <li>・DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者で、住所地以外の居所に移動されている方</li> <li>・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方</li> </ul>
提出書類	<p>「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」</p> <p>※市役所本庁、各支所・行政サービスセンターの戸籍担当窓口にて備えてあります。 ※氏名、居所、連絡先、やむを得ない理由などの情報を記入してください。</p>
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の本人確認書類（運転免許証など）</li> <li>・居所に居住していることを証する書類（公共料金の領収書など）</li> <li>・代理人の方が申請される場合は、代理人の代理権を証明する書類（委任状など）、代理人の本人確認書類</li> </ul> <p>※郵送の場合、委任状以外の本人確認書類等は写しをご用意ください。</p>
提出先	住民票のある市区町村に持参または郵送してください。
提出期限	平成27年9月25日(金)

## ◆希望される方は、申請により「個人番号カード」の交付が受けられます

### 個人番号カードとは

- ・カード表面に、氏名・住所・生年月日・性別・顔写真が掲載され、裏面にはマイナンバーが記載されます。
- ・本人確認のための身分証明書として利用できます。
- ・e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書（15歳未満の方は除く）の機能も搭載されます。
- ・個人番号カードは、通知カードと違い申請された方へのみ交付されるカードです。当初の交付は無料ですが、交付後に紛失した場合は再交付の際に手数料が必要で。



### 個人番号カードを取得するためには

#### ○申請の方法

通知カードと一緒に送付される申請書に必要事項を記載し、ご自身の顔写真を添えて返信用封筒で郵送します。

#### ○個人番号カードの受領

申請者あてに交付通知書が郵送されますので、本人が運転免許証等の身分証明書および通知カードならびに住居基本台帳カードをお持ちの方は住居基本台帳カードを必ず持参し、市役所市民生活課戸籍係までお越しください。（受領の開始は平成28年1月以降になります。）

※住居基本台帳カード、住居基本台帳カードに搭載している電子証明書は、有効期限まで使用できますが、個人番号カードを希望される方は、交付時に住居基本台帳カードを返納し、電子証明書を失効させて、個人番号カードの交付を受けます。

※受領の際は、個人番号カード用の暗証番号のほか、複数の暗証番号の入力が必要になります。